

各種申請・届出（指定・変更等）に 当たっての留意事項について

令和8年3月
青森県健康医療福祉部障がい福祉課

目次

1. <u>障害福祉サービス事業者等の指定申請</u>	<u>P.3～7</u>
2. <u>障害福祉サービス事業者等の変更指定申請</u>	<u>P. 8～9</u>
3. <u>障害福祉サービス事業者等の指定更新申請</u>	<u>P.10</u>
4. <u>障害福祉サービス事業者等の変更・再開・廃止・休止の各届出</u>	<u>P.11～20</u>
5. <u>報酬算定にあたっての留意事項</u>	<u>P.21～22</u>
6. <u>「前年度実績」に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて</u>	<u>P.23～24</u>
7. <u>毎年度又は3年毎に届出が必要な書類について</u>	<u>P.25～26</u>
8. <u>減算に係る留意事項</u>	<u>P.27～29</u>
9. <u>食事提供加算の取扱いについて</u>	<u>P.30～32</u>
10. <u>重度障害者支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)の取扱いについて</u>	<u>P.33～34</u>
11. <u>各種申請手続きに関する情報の検索方法について</u>	<u>P.35～38</u>
12. <u>地域連携推進会議の実施について</u>	<u>P.39～40</u>

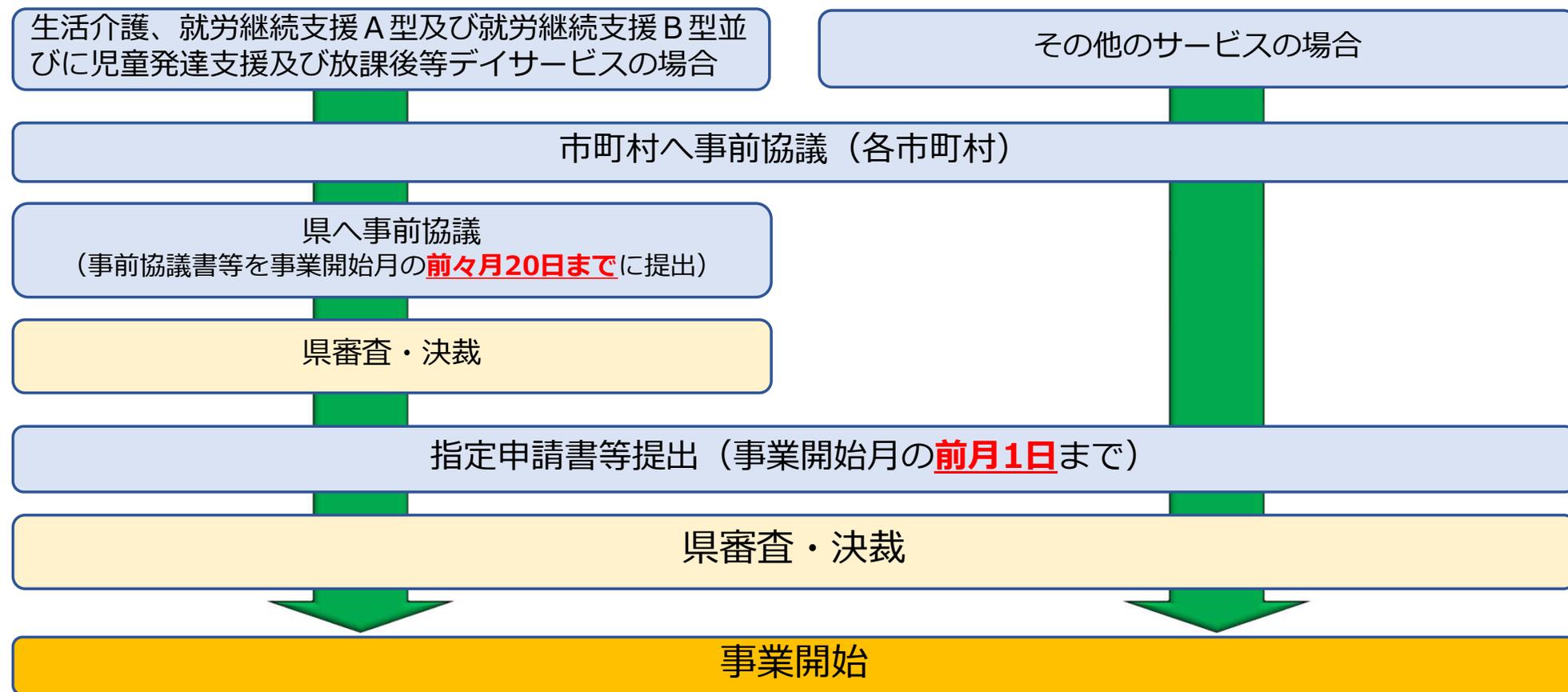
1. 障害福祉サービス事業者等の指定申請

(1) 指定申請

- ◆ 新規に障害福祉サービス事業所（又は一般相談支援事業所）の指定を受けたい場合は、最初に事業所を開設予定の市町村の障がい福祉担当課へ指定申請にあたっての事前協議を行ってください。市町村における事前協議終了後は事前協議報告書を作成の上、指定を受けたい障害福祉サービスごとに必要となる申請書類と併せて、県障がい福祉課あて申請書類一式を提出してください。
- ◆ 申請書の提出期限は、事業開始予定月の前月1日（必着）です。
- ◆ **生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定申請の場合には**県へ事前協議を行う必要があります。市町村との協議を経た上で、事業開始希望月の前々月20日までに、青森県健康医療福祉部障がい福祉課へ事前協議書及び添付書類を提出してください。（※来庁は不要です）
 - ※事前協議後の指定申請の提出期限は、上記のとおり事業開始予定月の前月1日（必着）です。
 - ※変更指定申請書（添付書類を含む。）は事前協議終了後に提出してください。
- ◆ 指定申請書類は、ホチキス等で綴じずに提出してください。

1. 障害福祉サービス事業者等の指定申請

(2) 指定申請の流れ



※書類の内容に不備や不足がある場合は、書類の修正や追加書類の提出を求めます。書類の修正や追加書類の提出が期限に遅れる場合は、指定申請書記載の事業開始予定年月日どおりに指定できないこともあります。

1. 障害福祉サービス事業者等の指定申請

(3) 新規指定申請書類に係る留意事項

① 障害福祉サービス事業等開始届出書（第7号様式）及び障害児通所支援事業等（児童自立生活援助事業等）開始届書（第25号様式）について

- 必ず 各項目（1～8）の内容を記載 してください。

例) 1 事業の種類
生活介護

- 収支予算書、事業計画書は必ず添付してください。

- 押印は不要です。

- 別添資料で確認可能な項目については、別添〇〇参照のような書き方で差支えありません。

第7号様式(青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第6条関係)

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住 所 法人にあっては、名
氏 名 称及び代表者の氏名

障害福祉サービス事業等開始届出書

障害福祉サービス事業等を開始するので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により、収支予算書及び事業計画書を提出し、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類(障害福祉サービス事業を行おうとする者にとっては、障害福祉サービスの種類も記載すること。)及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 職員、定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にとっては、当該市町村の名称も記載すること。)
- 7 障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)、地域活動支援センターを営業する事業又は福祉ホームを営業する事業を行おうとする者にとっては、当該事業の用に供する施設の種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)、所在地及び利用定員
- 8 事業開始の予定年月日

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2. 障害福祉サービス事業者等の変更指定申請

(1) 変更指定申請に係る留意事項

- ◆ 生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員を増やす場合には変更指定申請が必要となります。
※変更届ではありませんので、ご注意ください。
- ◆ 変更指定申請の際は、市町村との協議を経た上で、事業開始希望月の前々月 20 日までに、当課あてに事前協議書を提出してください。（※来庁は不要です）
- ◆ 事前協議後の指定申請の提出期限は、上記のとおり事業開始予定月の前月 1 日（必着）です。
※変更指定申請書（添付書類を含む。）は事前協議終了後に提出してください。
- ◆ 変更指定申請書類には、ホチキス等で綴じずに提出してください。

2. 障害福祉サービス事業者等の変更指定申請

(2) 変更指定申請の流れ

※生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員を増やす場合

市町村での事前協議（各市町村）

県へ事前協議
（事前協議書等を事業開始月の前々月20日までに提出）

県審査・決裁

変更指定申請書等提出（事業開始月の前月1日まで）

県審査・決裁

定員の増

3. 障害福祉サービス事業者等の指定更新申請

指定更新申請に係る留意事項

- 指定更新を希望する場合は、**指定有効期間の満了日までに申請してください。**
- なお、審査事務を円滑に行うため、当課で指定更新申請の受付期間を定め、連絡しています。これまでのところ、受付期間は概ね1月前に設定して通知しています。
- 指定更新申請に対する審査に当たっては、指定基準を満たしていることを確認する必要があるため、**事業休止中のままでの指定更新はできません。**事業休止中の場合は、**まず指定基準を満たした上で、事業再開の手続を行う必要があります**ので御留意願います。
- 更新後すぐに**休止をする前提で指定更新申請を行うことはできません**のでご注意ください。
- 更新申請書には、ホチキス等で綴じずに提出してください。

4. 障害福祉サービス事業者等の変更・再開・廃止・休止の各届出

(1) 変更・事業の再開に係る留意事項

- 変更・事業の再開に係る各届出は、これらのあったときから10日以内に行ってください。
- 上記の例外として、算定する報酬の単位数の増に関する変更の場合は、算定開始予定月の前月15日（必着）までに、算定する単位数の減に関する変更の場合は速やかに届出してください。
※「4.(3)加算の届出に係る留意事項」参照
- また、変更内容が生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児入所施設の事業に係る定員の増の場合は、届出ではなく変更指定申請となりますので、「2. 障害福祉サービス事業者等の変更指定申請」に記載の流れで変更指定申請を行ってください。
- 変更届の添付書類については、「別表1」を参照してください。
- 各届出書類には、ホチキス等で綴じずに提出してください。

4. 障害福祉サービス事業者等の変更・再開・廃止・休止の各届出

(2) 変更・事業の再開の届出書類

変更届出をするときは次の書類を提出してください。押印は不要です。

① 変更届出書（様式第2号）・・・者・児共通

※変更内容が分かるよう、必ず変更の内容（変更前・変更後）を記載してください。
記載がない場合は県で変更内容を正しく把握できない可能性があります。

② 障害福祉サービス事業等変更届出書（第8号様式）・・・者
障害児通所支援事業等変更届出書（第27号様式）・・・児

③ 変更内容を確認できる書類 （次ページ「別表1」を参照）

	変更事項	添付書類
1	事業所（施設）の名称	・ 運営規程（変更前・変更後）
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所） 【事業の実施場所の変更の場合】	・ 平面図 ・ 設備・備品等一覧（参考様式 2） ・ 建物の写真（外観と内観） ・ 消防法及び建築基準法上の検査済証等 ・ 運営規程（変更前・変更後）
3	事業者（設置者）の名称	・ 登記事項全部証明書（登記簿謄本）
4	主たる事務所の所在地【設置者の本部住所変更の場合】	・ 登記事項全部証明書（登記簿謄本）
5	代表者の氏名、住所及び職名	・ 登記事項全部証明書（登記簿謄本）
6	登記事項証明書又は条例等 （当該指定に係る事業に関するものに限る。）	・ 登記事項全部証明書（登記簿謄本） ・ 条例等（写）
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	・ 平面図（変更前・変更後） ・ 設備・備品等一覧（参考様式 2）

	変更事項	添付書類
8	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2）
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 実務経験証明書（参考様式 4）【実務要件がある場合】 ・ 資格証（写） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2）
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・一般相談支援 以外 の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 実務経験証明書（参考様式 4） ・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】 ・ サービス管理責任者等研修修了証（写） ・ 相談支援従事者初任者研修 講義部分の受講証明書（写） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2）
11	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所 【障害児通所・入所支援の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 実務経験証明書（参考様式 4） ・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】 ・ サービス管理責任者等研修修了証（写） ・ 相談支援従事者初任者研修 講義部分の受講証明書（写） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2）
12	地域相談支援の提供に当たる者の氏名及び住所 【一般相談支援の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経歴書（参考様式 3） ・ 実務経験証明書（参考様式 4） ・ 資格証（写）【資格要件が必要な場合】 ・ 研修修了証（写） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第 5 号別紙 2）

変更事項		添付書類
13	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の付表 ・運営規程（変更前・変更後） ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2） <p>【定員増の場合、上記に加えて以下書類を提出】※GHの住居追加を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図（変更前・変更後） ・設備・備品等一覧（参考様式2） ・建築基準法上の検査済証（写）・消防法上の検査済証（写） ・介護給付費等算定に係る体制状況一覧表（様式第5号別紙1）（※変更がある場合）
		<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程（変更前・変更後） ・その他関連資料（例：勤務形態一覧表等）
14	<p>介護給付費等の請求に関する事項 【※算定する単位数が増える場合は前月15日までに届出】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等算定に係る体制状況一覧表（様式第5号別紙1） <p>※一覧表には、変更部分だけでなく、該当するサービスの全加算項目についての体制を記入してください。</p> <p>※GHは、共同生活住居ごとに一覧表を作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2） ・加算に係る届出書（加算毎に別様式）

	変更事項	添付書類
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	・ 契約書・協定書等（写）
16	事業所（施設）・主たる事務所の連絡先 （電話番号、FAX番号、メールアドレス）	・ 各事業の付表
17	事業所の種別（併設型・空床型の別） 【短期入所のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付表 ・ 運営規程（変更前・変更後） ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2） ・ 平面図（変更前・変更後） ・ 設備・備品等一覧（参考様式2）
18	併設型における利用定員数 空床型における当該施設の入所者の定員 【短期入所のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付表 ・ 運営規程（変更前・変更後） ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式第5号別紙2） ・ 平面図（変更前・変更後） ・ 設備・備品等一覧（参考様式2）
19	委託している障害福祉サービスの種類並びに委託先の事業所名称及び所在地 【重度障害者等包括支援において、第三者委託により提供する障害福祉サービスがあるときのみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書（写） ・ 運営規程（変更前・変更後）
20	関係機関等との連携その他の支援体制の概要 【共同生活援助のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概要がわかるもの（様式任意） ・ 運営規程（変更前・変更後）

	変更事項	添付書類
21	連携する公共職業安定所その他関係機関の名称 【就労移行支援のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・概要がわかるもの（様式任意） ・運営規程（変更前・変更後）
22	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること【障害児通所・入所支援の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証（写）
23	主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の付表 ・運営規程（変更前・変更後） 【対象者を特定する場合】 ・主たる対象者を特定する理由書（参考様式7）

4. 障害福祉サービス事業者等の変更・再開・廃止・休止の各届出

(3) 加算の届出に係る留意事項

①加算の変更に係る届出については、前述のとおり算定する報酬の単位数の増に関する変更の場合は、算定開始予定月の前月15日（必着）までに、算定する単位数の減に関する変更の場合は速やかに届出してください。

なお、届け出期限については、以下についてご注意ください。

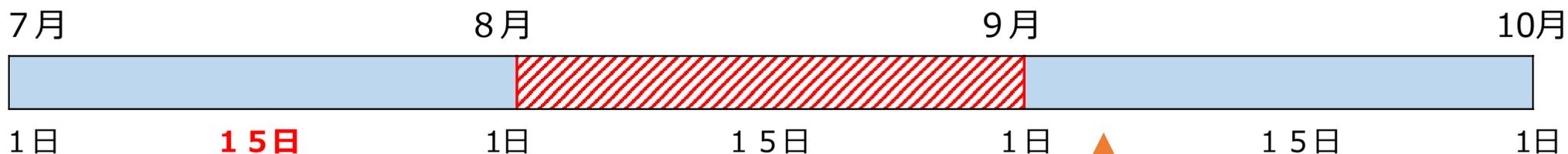
- ① 15日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。
例) 15日が日曜日→13日金曜日が締切
- ② 16日以降に届いた分については、翌月ではなく翌々月サービス提供分からの適用となりますので、余裕をもって提出してください。
- ③ 加算等の区分変更（算定単位数の減）が発覚した場合は、速やかに県へ届出を行ってください。
(単位数が減る変更は届出を行う前であっても、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこととなります。届出がされずに後日発覚した場合には、過誤調整の手続きが必要になります。)
- ④ 県への届出をしていない場合は、当該加算の請求を行わないようにしてください。
※届出がされずに報酬の請求が行われた場合、報酬請求時にエラーが生じますので留意願います。

4. 障害福祉サービス事業者等の変更・再開・廃止・休止の各届出

(4) 加算に係る変更届出の届出期限

変更内容	期限
新たに加算等を算定	前月15日必着（※以下の例を参照）
加算等の取り下げ・減算	わかり次第速やかに届け出ること
加算等の区分変更（単位数の増）	前月15日必着（※以下の例を参照）
加算等の区分変更（単位数の減）	わかり次第速やかに届け出ること
加算以外の変更	わかり次第速やかに届け出ること

例) 8月サービス提供分の加算を算定又は算定単位数の増をしたい場合



①届出提出日（加算を算定したい月の前月15日）
※16日以降に届いたものは9月サービス提供分からの適用となります。

②加算を算定したい月（8月）
※県へ届け出た体制でサービスを提供

③（9月上旬）国保連へ8月サービス提供分の請求

4. 障害福祉サービス事業者等の変更・再開・廃止・休止の各届出

(5) 廃止・休止に係る留意事項

- 廃止・休止に係る届出は、**必ず廃止又は休止の日の1か月前までに届出してください。**
※廃止予定日の1月以内に届出を提出するケースが非常に多く見受けられますので、御留意ください。
- 廃止又は休止を行う場合で、現にサービスを利用しているものがある場合には、利用者の希望や移行先を聴取し、**休止・廃止に係る届け出に以下書類を添付してください。**
 - ✓ 現にサービスを利用している者に対する措置状況一覧（Excel様式）
 - ✓ 利用者の希望や移行先を聴取した個々の面談記録等（任意様式）

5. 報酬算定にあたっての留意事項

障害福祉サービス等の報酬算定について、国では算定基準として報酬告示や報酬告示に基づく関係告示を定めています。そのほか、報酬告示の詳細を示した留意事項やQ&Aが発出されています。報酬算定に当たっては、**これらの基準省令等を確認の上**、適切な請求事務に努めていただきますようお願いします。

【指定障害福祉サービス・指定障害者支援施設】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）⇒ **「報酬告示」**
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）⇒ **「留意事項通知」**

【地域相談支援】

- 障害者に日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第12号）⇒ **「報酬告示」**
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）⇒ **「留意事項通知」**

5. 報酬算定にあたっての留意事項

障害児通所・入所支援】

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）⇒ **「報酬告示」**
- 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）⇒ **「報酬告示」**
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）⇒ **「留意事項通知」**

■ また、県HPから最新の留意事項通知や報酬算定等に関する過去のQ&Aが確認できます。
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/sienhou-tuuchi.html>

これらの内容を確認した上で、運用上の疑義等ある場合は、**原則FAX（質問票）**で御質問ください。

6. 「前年度実績」に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて

前年度実績に基づき算定する加算について

「前年度又は前年度末日の実績」に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるサービスについて、**令和8年4月から新規算定・区分の変更・算定の終了**を行う場合は前年度実績に基づく見直しを行った上で必要な書類を提出してください。

■ 留意事項

- 期限までに提出のない場合は、遡っての算定（単位数の増）はできません。
- 前年度の実績により加算の算定が「終了」したり、報酬区分の「単位数が減る変更」は**速やかに**変更届出を行ってください。
- 単位数が減る変更は届出を行う前であっても、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこととなります。
- 4月以降も報酬区分・加算区分に変更がない場合は届出は不要です。

「就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定区分の届出」は変更の有無に関わらず毎年4月中に届出が必要です。

■ 届出期限（新規取得や区分変更（単位数の増））

➤ 令和8年4月15日（水）必着

※前年度実績に基づかない加算の新規取得や区分変更（**単位数の増**）は、4月サービス提供分から算定しようとする場合、**令和8年3月13日（金）**が提出期限となりますのでご注意ください。

■ 前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算

次ページの別表2「加算等一覧」～前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算～を参照ください。

「加算等一覧」～前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算～

番号	報酬・加算名	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (全活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	A型 就労継続支援	B型 就労継続支援	就労定着支援	共同生活援助	地域移行支援	児童発達支援
0	基本報酬算定区分										●	●	●	●	●	●	●
1	移行準備支援体制加算										●						
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算					●	●	●	●	●	●	●	●		●		
3	重度者支援体制加算											●	●				
4	重度障害者支援加算（I）						●										
5	就労移行支援体制加算					●		●	●			●	●				
6	就労定着実績体制加算													●			
7	人員配置体制加算				●	●									●		
8	地域移行支援体制強化加算									●							
9	通勤者生活支援加算									●					●		
10	特定事業所加算	●															
11	目標工賃達成指導員配置加算												●				
12	目標工賃達成加算												●				
12	夜勤職員配置体制加算						●										
13	夜間支援等体制加算									●					●		
14	就労支援関係研修修了加算										●						

加算算定で「利用者の数」を用いる場合は、
前年度の平均値
 = 前年度の全利用者数の延べ数 ÷ 当該前年度の開所日数

7. 毎年度又は3年毎に届出が必要な書類について

工賃向上計画について

『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』の一部改正について』（令和6年3月29日障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、特別な事業がない限り全ての就労継続支援B型事業所は「工賃向上計画」を作成することとされています。令和6年4月以降に新規開設した就労継続支援B型事業所において、令和6年度から令和8年度までの「工賃向上計画」が未提出の場合は、速やかに県障がい福祉課へ提出してください。

なお、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）については、「工賃向上計画」を作成していない場合には算定できないこととなっているため、ご注意ください。

また、令和7年度の実績を踏まえ達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて「工賃向上計画」の見直しを行った場合は、令和8年5月末日までに県障がい福祉課へ提出してください。既に提出した内容で変更がない場合は、提出不要です。

工賃（賃金）実績の報告 ※ 毎年度

就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所は、毎年、県に対し前年度の工賃（賃金）実績を報告することとなっています。例年、厚生労働省から依頼が来次第、各事業者へ通知していますので、期日までの報告をお願いします。

就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 ※ 毎年度

就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定区分に関する届出書は毎年4月15日まで（令和8年度は令和8年4月15日（水）まで）に県障がい福祉課へ届出が必要です。

【届出書類】

- ・ 様式第2号（指定内容変更届出書）
- ・ 第8号様式（障害福祉サービス事業等変更届出書）
- ・ 様式第5号別紙1（体制等状況一覧表）
- ・ 就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
- ・ 就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

7. 毎年度又は3年毎に届出が必要な書類について

就労移行支援事業所における就職者数 ※ 毎年度

障害福祉サービス事業者等に係る指定基準省令において指定就労移行支援事業者又は就労移行支援を提供する指定障害者支援施設は、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならないとされています。
※事業所の所在地が中核市（青森市・八戸市）にある場合は、中核市（青森市・八戸市）に報告することになります。
県から照会がありましたら所定の様式により報告をしてください。

自己評価結果等の公表にかかる届出書 ※ 毎年度

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援が対象です。
平成31年4月1日から（保育所等訪問支援は令和7年4月1日から）障害児通所支援事業者は自己評価等の公表が義務付けられており、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について県に届出のない場合、減算（自己評価結果等未公表減算：所定単位数の100分の85）が適用されます。例年1月頃に県ホームページに掲載するので、期日までに提出してください。

障害福祉サービス等処遇改善計画書・障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 ※ 毎年度

福祉・介護職員等処遇改善加算については、取得する年度毎に計画書の提出が必要です。
（引き続き令和8年度も当該加算を算定する場合も計画書の提出が必要です。）
年度初めの4月から当該加算を算定する場合は、前年度の2月末までに計画書を提出してください。
なお、**令和8年度の提出期限**は令和8年4月15日（※令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は令和8年6月15日）とする予定です。計画書の様式については、厚生労働省から通知があり次第、御連絡します。
また、福祉・介護職員等処遇改善加算を受給した事業所は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出してください。
なお、様式等は県HPへ掲載しています（計画書は例年1月頃、実績報告書は例年6月頃に更新）。
前年度の様式と変更している場合もありますので、毎年度県HPを確認してください。

8. 減算に係る留意事項

サービス管理責任者欠如減算①

【減算の対象】

以下の場合で、他に資格要件を満たしたサービス管理責任者を配置できない場合。

- ① **旧体系（H31.3以前）の研修を受講済の方で、令和5年度末（令和6年3月31日）までにサービス管理責任者等更新研修を修了できなかった場合であって、令和6年4月1日以降に実践研修終了証の交付を受けていない者。**
- ② **実務経験者でR元～R3年度にサービス管理責任者等基礎研修を受講済の方で、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間にサービス管理責任者等実践研修を修了できなかった場合（※実践研修を修了するまで当該者はサービス管理責任者等の業務を行うことはできません。）**
- ③ **サービス管理責任者実践研修修了者であって、実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間にサービス管理責任者等更新研修を修了できなかった場合**
- ④ **その他現任のサービス管理責任者の退職等によりサービス管理責任者が欠如となった場合（※やむを得ない事由による欠如の場合は、県障がい福祉課に取扱いについて御相談ください。）**

※サービス管理責任者等として配置するには、相談支援従事者初任者研修の講義部分を修了している必要があります。受講していない場合には、サービス管理責任者基礎研修、実践研修を修了している場合であってもサービス管理責任者等として配置することはできません。

8. 減算に係る留意事項

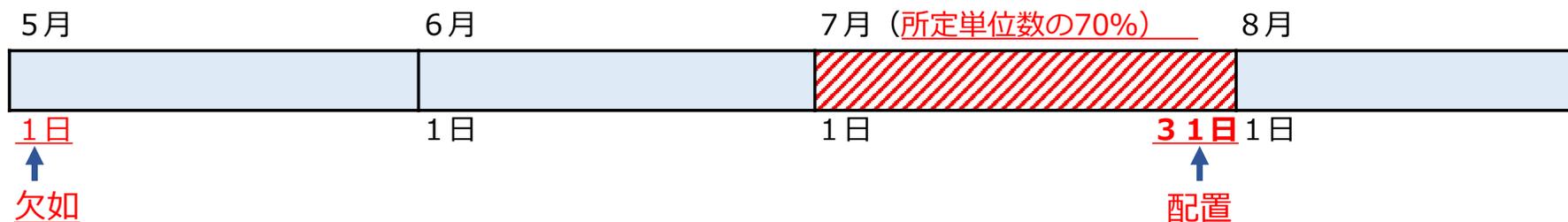
サービス管理責任者欠如減算②

【取扱い】

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、**その翌々月から**人員基準欠如が**解消されるに至った月まで**の間減算となる。

- ・減算適用 1月日から4月日 … 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用 5月日以降 … 所定単位数の50%を算定

(例1) 令和7年5月1日からサービス管理責任者が欠如し、令和7年7月31日に新しいサービス管理責任者を採用・配置した場合
⇒**令和7年7月サービス提供分は減算対象**（所定単位数の70%）となり、令和7年8月サービス提供分からは減算なし。



(例2) 令和7年5月1日からサービス管理責任者が欠如し、令和7年6月30日に新しいサービス管理責任者を採用・配置した場合
⇒**サービス管理責任者欠如減算なし。**（欠如の翌月末までに新たにサービス管理責任者を配置したため）



8. 減算に係る留意事項

サービス提供職員欠如減算

【減算の対象】

生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人について、指定基準に定める**人員基準を満たしていない場合**

【取り扱い】

1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間減算となる。

- ・減算適用1月日から2月目 … 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用3月日以降 … 所定単位数の50%を算定

9. 食事提供体制加算の取扱いについて

【食事提供体制加算の算定要件】

収入が一定額以下の利用者に対し、以下①～③に適合する食事の提供を行った場合に所定の単位数を加算する。
※R6年度報酬改定による改定内容

- ① 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。（栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士が献立の確認を行っている場合でも可。）
- ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- ③ 利用者ごとの体重又はBMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね6月に1回記録していること。

①について、保健所へ献立の確認を依頼する場合には、次ページのとおり取り扱います。

9. 食事提供体制加算の取扱いについて

①保健所へ献立の確認を依頼する場合

▶ 事業所従業者又は外部への委託以外の方法で献立の確認を行いたい場合、原則として栄養ケア・ステーション（青森県栄養士会内）の利用をお勧めしますが、保健所へ依頼する場合、保健所では以下①～③のとおり取り扱います。

- ① 保健所での確認を求める事業所には、巡回指導対象事業所と同様の書類を提出すること。
- ② 既に巡回指導を行っている場合には①によらず、引き続き従来の方法で実施することは妨げない。
- ③ 保健所が指導する場合、保健所の可能な方法（巡回・来所）で行う。

※「給食施設栄養指導票」の項目に「不適切」、「未実施」がある場合であって、献立の改善内容の確認依頼があった場合には、再度保健所で巡回指導を受けることは可能です。

※小規模事業所（45食未満/回）の場合には、保健所では巡回の対象としていませんので、事業所から保健所へ巡回指導を依頼する必要があります。

※いずれの場合においても、日程は保健所の業務都合等によりご希望に添えない場合がありますので、ご注意ください。

9. 食事提供体制加算の取扱いについて

②保健所から献立の確認を受けた場合の県への届出について

▶ 事業所が保健所で献立の確認を受けた場合の届出について、当課では以下のとおり取り扱います。

- ① 保健所で巡回指導を受けた場合、保健所から「給食施設栄養指導票」が発出されますので、食事提供加算を算定する際は、「食事提供体制加算に関する届出書」に「給食施設栄養指導票」の写しを添付してください。
- ② 「給食施設栄養指導票」は、**加算の届出日より前1年以内のもの**を添付してください。
- ③ 報酬留意事項において、献立の確認頻度は、年1回以上行うこととされていますので、ご注意ください。
- ④ 提出された「給食施設栄養指導票」の項目がすべて「実施済」になっていない場合、食事提供体制加算の算定はできません。**※右図赤線内部。**

(様式5) 文 書 番 号
令和 年 月 日

(施設長) 殿 青森県〇〇〇保健所長

給食施設栄養指導票

健康増進法第18条第1項第2号の規定に基づき、貴施設を指導した結果は下記のとおりでした。未実施及び不適切な項目については早期に改善してください。

指導項目	実施済	不適切	未実施
1 利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等の定期的把握			
2-1 給与栄養目標量の設定			
2-2 施設内約束手帳の作成(実施施設のみ)			
2-3 食品構成表の作成(ソフト未使用施設必須)			
2-4 寄附平均食品成分表の作成(ソフト未使用施設必須)			
3 食事計画の作成			
4-1 品質管理の実施(計画に基づいた食料調達)			
4-2 品質管理の実施(計画に基づいた調理の実施)			
4-3 品質管理の実施(計画に基づいた食事の提供)			
5 食事計画、品質管理の評価			
6 利用者に対応した献立			
7 利用者等に対する栄養に関する情報の提供			
8 給食運営に関する関係職員との連携			
9 災害等に備えた体制の整備			
10 書類の整備			
11 管理栄養士・栄養士の配置			
巡回指導日 令和 年 月 日			
	実施済	不適切	未実施

10. 重度障害者支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)の取扱いについて

【算定要件】

- ① 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。※常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りる。
- ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害者支援者養成研修（実践研修修了者）であり、当該事業所に配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、該当利用者に係る支援計画シート等を作成すること。
- ③ 事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修修了者）であること。
※ ②及び③におけるサービス管理責任者及び生活支援員は実人数で算出し、非常勤職員も含める。
- ④ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修修了者）は原則として週に1回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すこと。
- ⑤ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修修了者）は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックすること。

10. 重度障害者支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)の取扱いについて

【初期加算について】

- 重度障害者支援加算(Ⅱ)・(Ⅲ)が算定されている事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数にさらに所定単位数を加算することができるかとされています。
- これは、重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものです。
- 初期加算の算定起算日は、利用者が事業所等の利用を開始した日です。重度障害者支援加算の対象となった日ではありません。また、事業所等が重度障害者支援加算の算定を開始した日でもありませんので、ご注意ください。

【例：令和7年10月から算定する場合】

- 令和5年9月1日から事業所等を利用しており、令和7年10月1日に加算の対象者となった場合
→ サービス利用開始から180日を経過しているため、初期加算の算定は不可。
- 令和7年9月1日から事業所等を利用しており、令和7年10月1日に加算の対象者となった場合
→ 令和7年10月1日から150日間(180日-30日)は初期加算の算定が可能。

1 1. 各種申請手続きに関する情報の検索方法について

□ 各種届出様式の掲載場所について

インターネット上で「青森県庁ウェブサイト」と検索し、以下のとおり検索してください。

青森県庁ウェブサイト > ホーム

> ①組織でさがす > ②健康福祉部 > ③障害福祉課

> ④障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）

> ⑤障害福祉サービス事業者等の指定申請・届出について

※次ページに掲載場所をお示しいたしますので、業務の参考としてください。

🔍 サイト内を検索する

☆ 利用の多いページ

入札情報	電子申請・届け出
公募・募集	職員等採用案内
教員採用情報	県庁インターンシップ
試験・資格	補助金・助成金
イベント	青森県基本計画
統計	県例規集
青森県報	職員名簿
組織で探す	市町村ホームページ

① トップページの「組織で探す」をクリック

青森県 新着情報 Google 提供

現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 健康医療福祉部

健康医療福祉部

- 健康医療福祉政策課
- がん・生活習慣病対策課
- 医療業務課
- 保健衛生課
- 高齢福祉保険課
- **障がい福祉課**
- 青森県衛生研究所
- 青森県動物愛護センター
- 青森県食肉衛生検査所
- 青森県障がい者相談センター
- 青森県立あすなろ療育福祉センター
- 青森県立さわらび療育福祉センター
- 青森県立精神保健福祉センター

③ 「障がい福祉課」をクリック

青森県 新着情報 Google 提供

現在の位置：ホーム > 組織でさがす

組織でさがす

総務部

職員の人事・福利厚生、行政改革の推進、高例の立案、采買関係、県政全般の広報広聴活動などの仕事をしています。

財務部

県の予算編成、県税の賦課徴収、市町村の行財政に係る助言などの仕事をしています。

総合政策部

県行政の総合的政策調整、DXの推進、議統計の作成などの仕事をしています。

こども家庭部

子育て支援や結婚支援、若者の県内定着・遷流、地域の雇用対策、青少年行政、男女共同参画などの仕事をしています。

交通・地域社会部

交通体系の整備の企画調整、消費者行政、文化振興、交通安全などの仕事をしています。

環境エネルギー部

地球温暖化対策の推進、環境保全、自然保護、エネルギーに関する仕事をしています。

健康医療福祉部

健康増進、病院や医師・保健師などの医師に関すること、生活保護、身体障がい者・知的障がい者、高齢者等の社会福祉に関する仕事をしています。

② 「健康医療福祉部」をクリック

地域県民局

- 東青地域県民局地域健康福祉部
- 中南地域県民局地域健康福祉部
- 三八地域県民局地域健康福祉部
- 西北地域県民局地域健康福祉部
- 上北地域県民局地域健康福祉部
- 下北地域県民局地域健康福祉部

現在の位置：ホーム > 総覧でさがす > 健康福祉部 > 障がい福祉課

障がい福祉課

新着情報

- 障害福祉サービス事業者等の指定申請・届出について...
- 青森県障害福祉サービス等人材育成研修事業者...
- 青森県発達障がい者支援地域協議会
- 医療的ケア児支援の検討の場
- 世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間
- 発達障がい支援
- 令和7年度研修の実施について（相談支援従事者...）
- 障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）について
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について
- 障がいの者の就労支援について
- 障がいの者の芸術文化活動関連イベント等
- 令和6年度研修の実施について（相談支援従事者...）

- 関連ページ
- 令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について
 - 第43回全国障害者技能協議大会について
 - 社会福祉施設等における事故・不祥事発生時の報告取扱要領の一部改正について
 - 障害福祉サービス等の情報の公表について
 - 障害者差別解消法について
 - 青森県障がいの者の意思疎通手続の利用の促進に関する条例
 - 青森県障害者手帳交付条例
 - 障害者計画・障害福祉計画について
 - 障害者虐待の防止等について
 - 障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）について
 - 指定自立支援医療機関の指定申請等について【医療機関向け情報】
 - 医療的ケア児支援者・コーディネーター養成研修
 - 身体障害者手帳認定の手引き
 - 身体障害者補聴法について
 - 同棲こまぬい・きこえにくいお子さんへの支援について
 - 印刷・中等度難聴児補聴器購入費補助事業について
 - 補聴器に関するお知らせ
 - 障害者芸術文化活動
 - 心身障害者扶養共済制度
 - 特別障害者手当・障害児福祉手当
 - 口指定管理制度導入施設口～指定管理者募集中～【募集は終了しました。】

関連ページ

- 平成30年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について
- 平成30年度就労移行等実態調査について
- 第39回全国障害者技能協議大会について
- 平成29年度予算執行調査(障害福祉サービス等)について
- 社会福祉施設等における事故・不祥事発生時の報告取扱要領の一部改正について
- 障害福祉サービス等の情報の公表について
- 障害者差別解消法について
- 障害者計画・障害福祉計画について
- 障害者虐待の防止等について
- **障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)について**
- 指定自立支援医療機関の指定申請等について【医療機関向け情報】
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)集団指導(自己点検)の実施について
- 発達障害関連について
- **令和元年度研修の実施について(相談支援従事者研修・サービス**

- **産科医療補償制度**
- 青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度 **参加宣言及び認証申請(第1回目)受付中**
- **視覚・聴覚障害者のICT利活用の支援**について
- 医療的ケア児支援について
- 身体障害者手帳認定の手引き
- **口指定管理制度導入施設口～指定管理者募集中～【募集は終了しました。】**
- **【青森県身体障害者福祉センターねむのき会館】**
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定される身体障害者福祉センターとして、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置されています。
- **【青森県視覚障害者情報センター】**
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第34条に規定される視覚障



拡大

④ 関連ページの

「● 障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）について」をクリック

障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）

[障害者支援施設等への注意喚起について](#) ◎

[障害者総合支援法・児童福祉法（障害児に係るもの）関係通知集](#) ◎

[障害福祉サービス事業者等名簿【青森県所管事業所分のみ】等について](#) ◎

[障害福祉サービス事業者等の指定申請・届出について](#) ◎

[障害児通所・入所支援に係る事業者の指定申請・届出について](#) ◎

[福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算について](#) ◎（障害福祉サービス事業者等）

[障害福祉サービス事業者等の指定更新について](#) ◎

障害福祉サービス事業等の新規指定、変更、加算、廃止、休止、再開等について

障害児通所支援事業等の指定、更新、変更、加算、廃止、休止、辞退等について

障害福祉サービス事業所等の指定更新について

12. 地域連携推進会議の実施について（共同生活援助・施設入所支援関係）

地域連携推進会議の義務化について

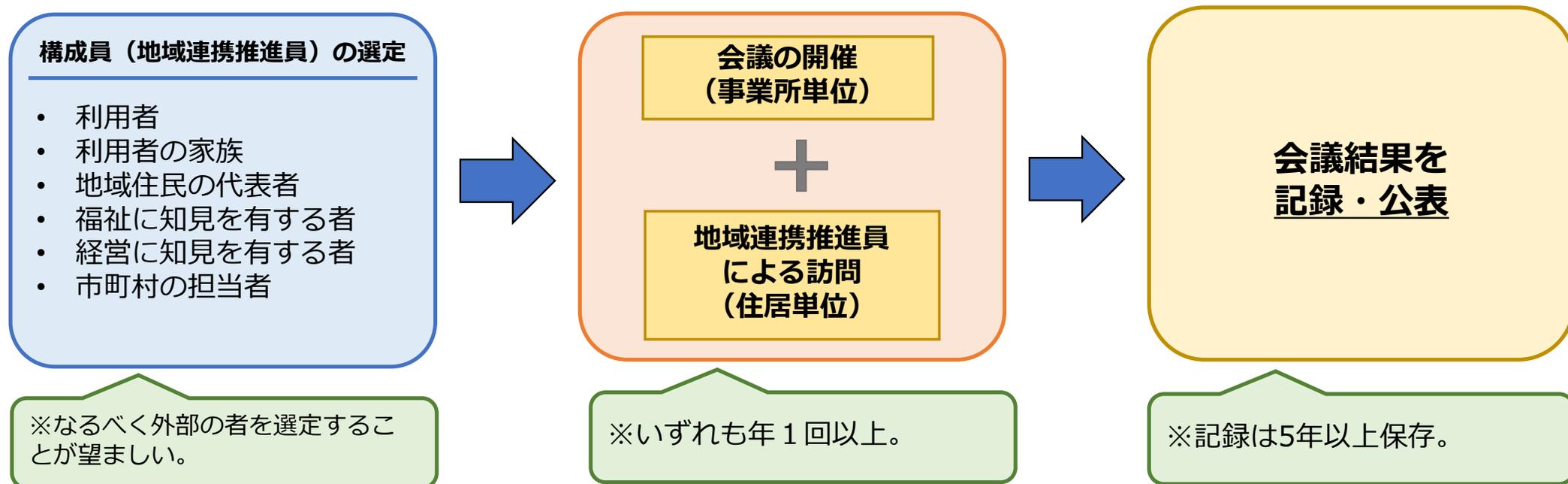
- 令和6年度報酬改定により共同生活援助及び施設入所支援において、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組として「**地域連携推進会議**」が導入されました。
- 当該**会議の実施は、令和7年度から義務化**されています。基準、通知等をご確認の上、適切に実施くださるようお願いいたします。

地域連携推進会議について（留意事項要旨）

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助（又は施設入所支援）について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される**地域連携推進会議を開催**し、おおむね**1年に1回以上、運営状況を報告**するとともに、**必要な要望、助言等を聴く機会**を設けなければならない
- ② 会議の開催のほか、おおむね**1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会**を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての**記録を作成**し、これを**公表**する。

12. 地域連携推進会議の実施について（共同生活援助・施設入所支援関係）

地域連携推進会議の実施について②（実施イメージ）



地域連携推進会議の目的

- ・効果的な事業運営
- ・利用者と地域との関係づくり
- ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

（参考）

- ・「地域連携推進会議の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001319880.pdf>
- ・「地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001282618.pdf>
- ・「厚生労働省ホームページ 3.共同生活援助」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html